

## 地域福祉計画策定方針

### － 「第4次秋田市地域福祉計画」の基本的な考え方 －

平成30年3月  
秋田市福祉保健部

# 目 次

1	計画策定(見直し)の趣旨	1
	(1) 地域福祉計画の背景	1
	(2) 見直しの目的	2
2	計画の骨子	3
	(1) 位置づけ	3
	(2) 計画期間	4
	(3) 計画の構成	4
	(4) 策定体制	5
	(5) 推進体制	5
3	地域福祉を取り巻く現状と課題	6
	(1) 統計データ	6
	(2) 福祉関係計画	9
	(3) 地域福祉活動計画	10
	(4) 地域福祉市民意識調査	10
4	計画に盛り込む内容	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) 施策体系(取組)	12
	(3) 重点事業	12
5	策定手順	13
	(1) 策定手順	13

# 1 策定(見直し)の趣旨

## (1) 地域福祉計画の背景

ア いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に成立した社会福祉法(旧法名:社会福祉事業法、法名改正)は、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民を、事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

イ 平成29年の改正(平成30年4月1日施行)では、地域福祉の推進に当たり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

○社会福祉法より抜粋 ※平成29年改正後の条文(平成30年4月1日施行)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

ウ 地域福祉とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものと考えられている。(社会福祉法令研究会編「社会福祉法の解説」平成13年)

エ 社会福祉法は、こうした地域福祉推進のための方策としての市町村地域福祉計画の策定について、従来は任意とされていたものを平成29年の改正により、努力義務としている。

また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけるとともに、第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても記載事項とする旨を追加している。

○社会福祉法より抜粋 ※平成29年改正後の条文(平成30年4月1日施行)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 見直しの目的

ア 平成12年の社会福祉法改正を受け、本市では、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定し、5年毎に見直しを行っている。現行の第3次計画は平成30年度までの5年計画であることから、平成31年度以降の地域福祉の推進についての新たな計画が必要である。

なお、現行計画では、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民意識調査の結果などを基に計画の進捗状況を評価し、計画内容の見直しを行うこととしている。

- 第1次計画：平成16～20年度
- 第2次計画：平成21～25年度
- 第3次計画：平成26～30年度

イ 厚生労働省は、平成26年3月27日付け通知において、平成27年4月から開始する生活困窮者自立支援制度が、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、生活困窮者自立支援方策に関する以下の事項について市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めている。

- (ア) 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- (イ) 生活困窮者の把握等に関する事項
- (ウ) 生活困窮者の自立支援に関する事項

ウ 厚生労働省は、平成29年12月12日付け通知において、平成29年の社会福祉法の改正内容について、包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても市町村地域福祉計画に反映させ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を求めている。

## 2 計画の骨子

---

### (1) 位置づけ

---

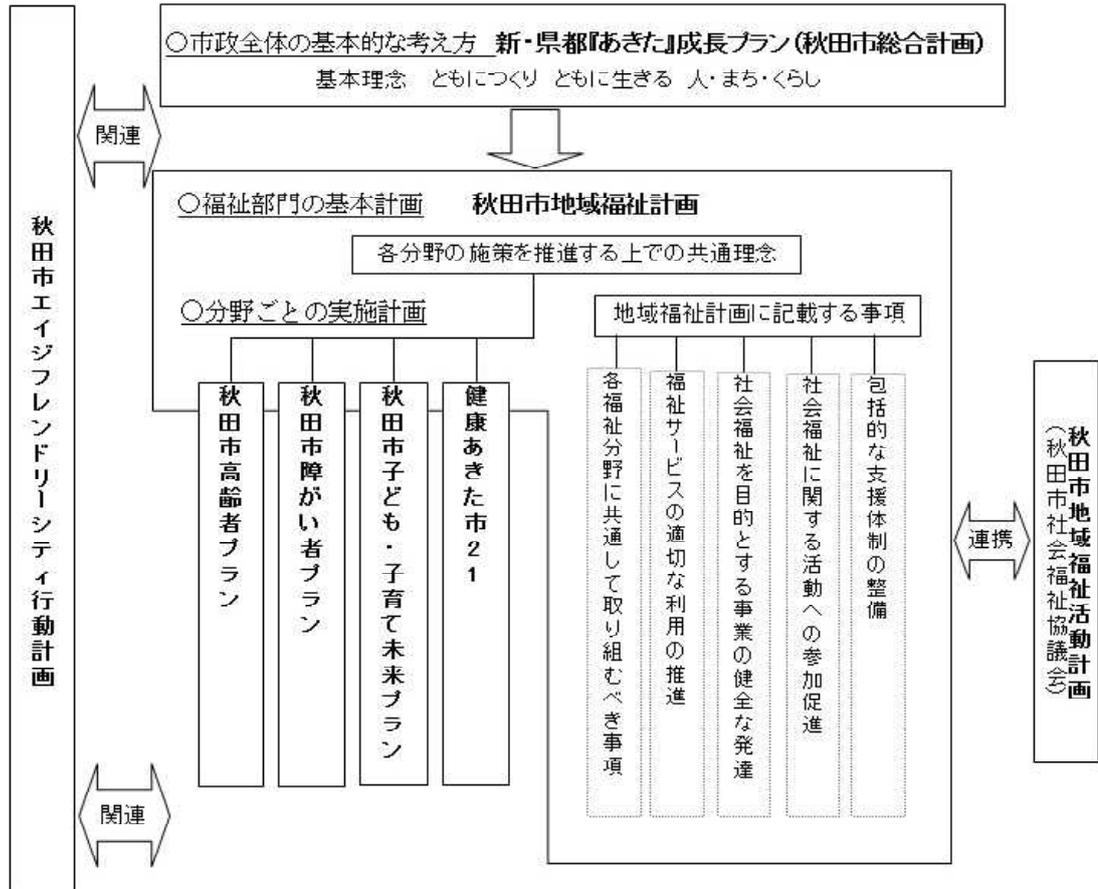
ア 平成28年度を初年度とする新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)に基づいて、基本理念である「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を推進するための、福祉保健部門の基本計画となる。

イ 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画となる。法に規定されるとおり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけられ、以下の各個別計画の施策を推進する上での共通理念を示すものとなる。

- 秋田市高齢者プラン(老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」)
- 秋田市障がい者プラン(障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」)
- 秋田市子ども・子育て未来プラン(子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」)
- 健康あきた市21(健康増進法に基づく「健康増進計画」)

ウ それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ、推進するものである。

## 地域福祉計画の位置づけのイメージ



### (2) 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

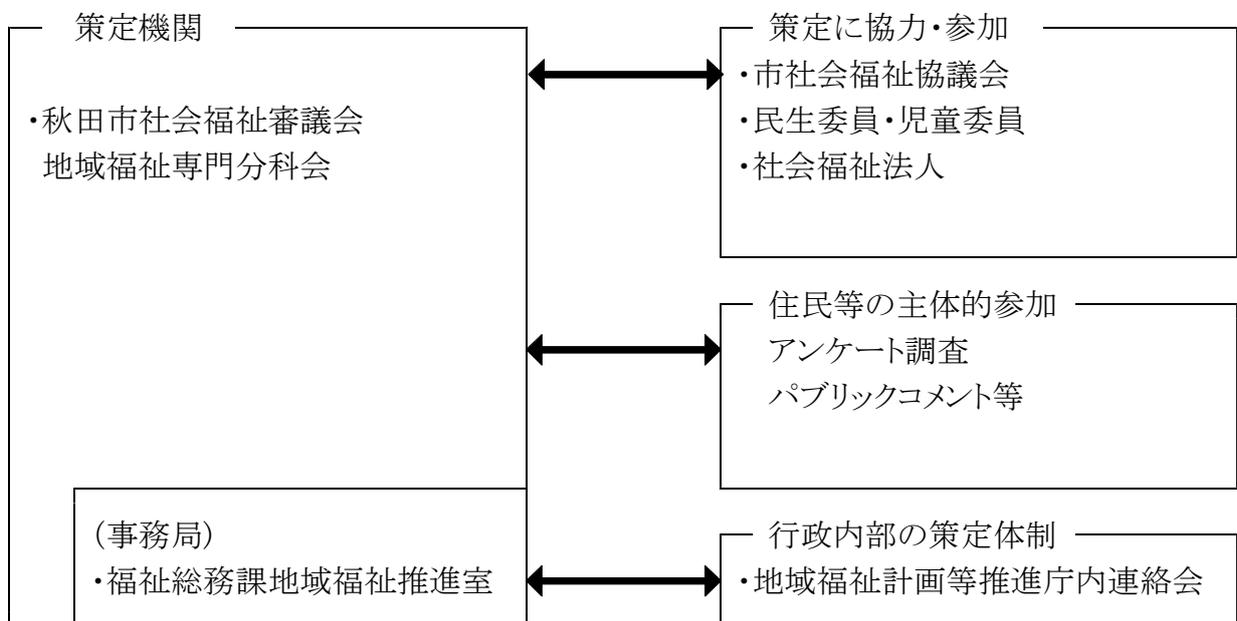
### (3) 計画の構成

計画の基本的な構成案は下表のとおりとする。

第1章	策定の趣旨	計画の趣旨、位置づけ、計画期間、策定方法などを設定
第2章	現状と課題	地域福祉を取り巻く現状を分析しつつ、課題を抽出し集約
第3章	基本的な考え方	現状と課題を踏まえ基本理念等を設定し、施策を体系化
第4章	施策体系(取組)	施策体系に基づき、各施策とその主な取組を設定
第5章	重点事業	課題解決への先導的取組として重点事業を設定
第6章	推進体制	計画の進行管理や評価、見直しを行う方法などを明示

#### (4) 策定体制

- ア 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関とする。
- イ 地域福祉を推進する主体の一つとして、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの協力・参加を求める。
- ウ 住民等の意見を反映させるため、アンケート調査、パブリックコメント(意見公募)など、適切な方法を組み合わせ、住民等の参画を確保する。
- エ 福祉・保健・医療および生活関連分野が連携する総合的視野が必要であることから、行政内部には、福祉・保健分野を中心に庁内の連携が可能な策定体制(地域福祉計画推進庁内連絡会)を構築する。



#### (5) 推進体制

- ア 計画の進行管理と評価については、計画の策定・実施との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとする。
- イ 計画の進行管理を含む評価体制を確保するとともに、計画策定時点から評価の方法をあらかじめ明らかにするものとする。

### 3 地域福祉を取り巻く現状と課題

人口等の統計データから、人口減少と少子高齢化という本市の現状が読み取れる。

また、福祉関係の各計画では、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築や高齢者・障がい者等の社会参加、子どもを産み育てやすい環境づくり、地域社会の課題を解決していく担い手・人材の不足など、「地域」に関わる事柄を課題と捉えて基本目標等を設定している。

これらの福祉関係の各計画に共通する事項について、地域福祉計画に記載することとなる。

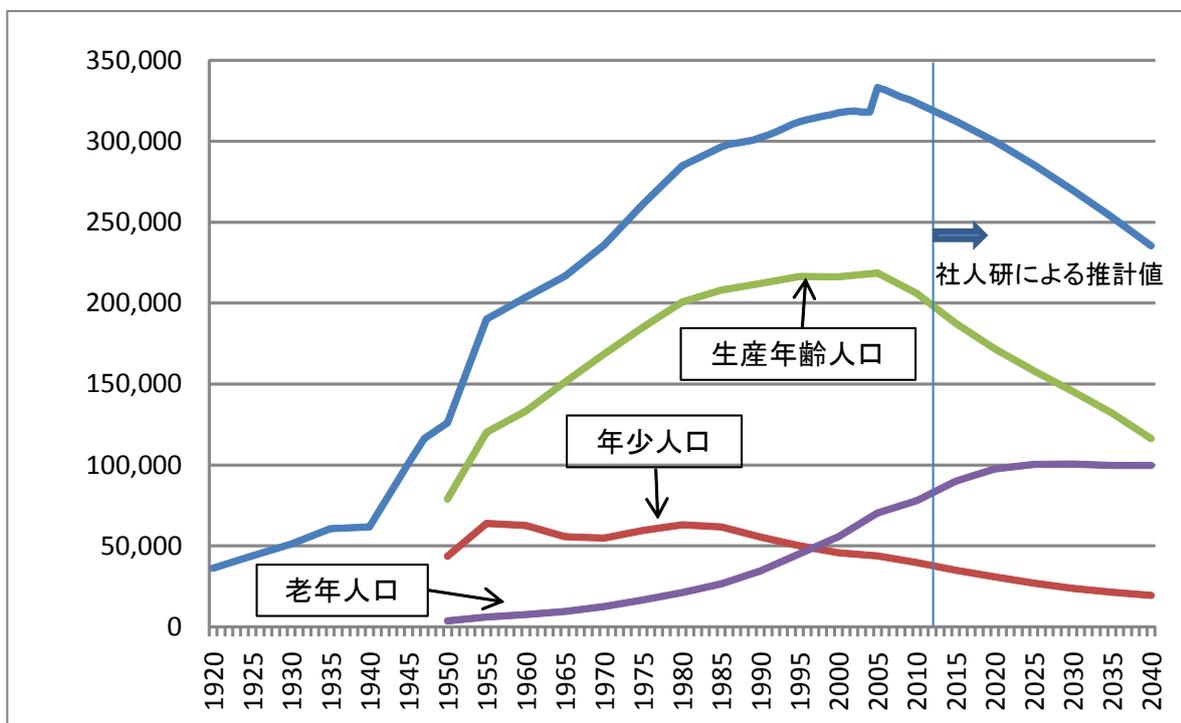
#### (1) 統計データ

##### ア 総人口の推移(秋田市人口ビジョンより)

本市の人口は、2005(平成17)年に河辺町・雄和町と合併して33万人に達したが、その後は減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)によると、2040(平成52)年には、約23万5千人(2010(平成22)年から約27%減少)になると推計されている。

なお、本市では、平成28年に「秋田市人口ビジョン」と「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成52年の目指すべき将来人口を、社人研による推計を上回る約26万人と定め、その実現に向けて着実に取り組んでいくこととしている。

年齢3区分別人口の推移



※年少人口:15歳未満、生産年齢人口:15歳以上65歳未満、老年人口:65歳以上

※2010年までの総人口は国勢調査および秋田市情報統計課推計人口より作成

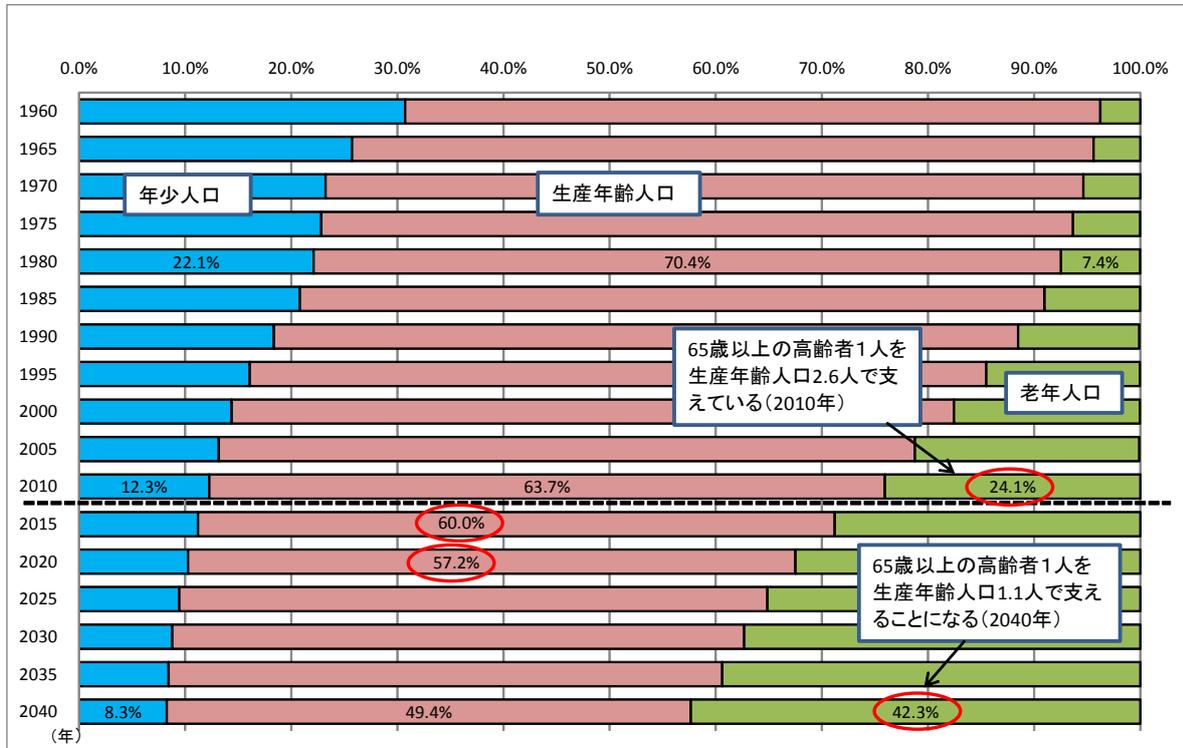
※2010年までの年齢3区分別人口は国勢調査より作成

※2015年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

イ 年齢3区分別人口の割合の推移(秋田市人口ビジョンより)

年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、生産年齢人口割合に近づいていく。

年齢3区分別人口の割合の推移



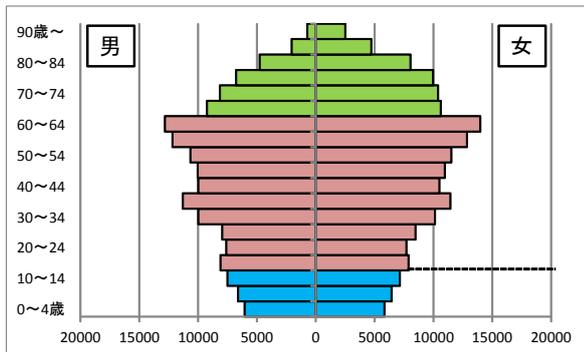
※年少人口:15歳未満、生産年齢人口:15歳以上65歳未満、老年人口:65歳以上

※2010年までの年齢3区分別人口は国勢調査より作成

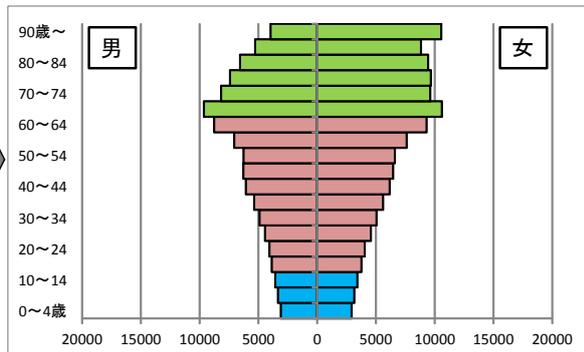
※2015年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成

人口ピラミッド

2010年 (国勢調査より作成)



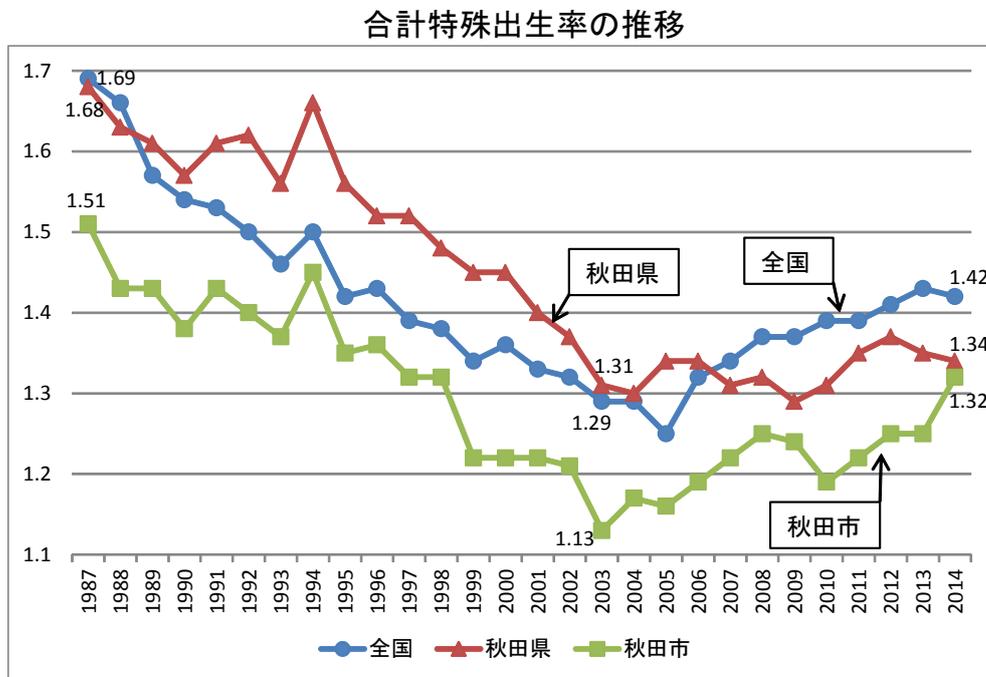
2040年 (社人研推計より作成)



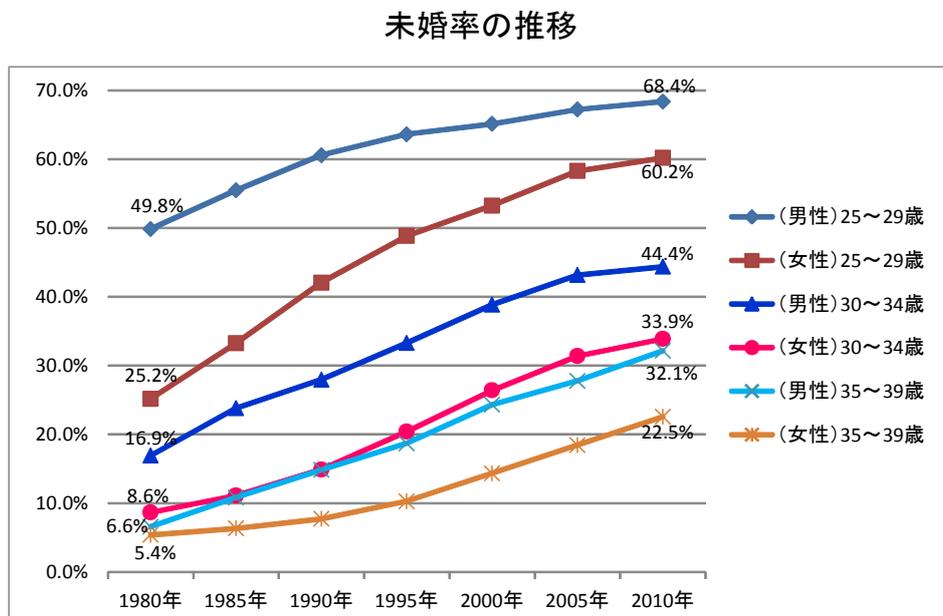
ウ 合計特殊出生率および未婚率の推移(秋田市人口ビジョンより)

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987(昭和62)年以降、本市は一貫して県平均や全国平均を下回っており、2003(平成15)年に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2014(平成26)年は1.32でとどまっている。

20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が急速に進行している。



※厚生労働省「人口動態統計」および秋田市保健総務課「秋田市の人口動態」より作成



※国勢調査より作成

エ 世帯について(平成27年国勢調査より、比較は平成22年の前回調査)

(ア) 一般世帯の世帯人員は、1人世帯が34.9%、2人世帯が29.4%、3人世帯が18.3%で、3人以下の世帯が全体の82.5%を占め、2.7ポイント増加している。

(イ) 65歳以上親族のいる一般世帯は、6,229世帯増えて56,719世帯で全体の42.0%を占め、高齢単身世帯(65歳以上)は、3,336世帯増えて15,366世帯で全体の11.4%、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)は、1,629世帯増えて15,886世帯で全体の11.8%となっている。

ウ その他の主な指標(秋田市「平成29年度版福祉の概要」より)

(ア) 高齢化率 29.4%

(イ) ひとり暮らし高齢者 11,369人

(ウ) 寝たきり高齢者 189人

(エ) 要介護認定者 18,991人

(要支援1:2,684人、要支援2:2,310人、要介護1:4,333人、要介護2:3,127人、要介護3:2,755人、要介護4:2,059人、要介護5:1,723人)

(オ) 保育所入所児童 6,390人

(カ) ひとり親世帯 母子:3,339世帯 父子:292世帯

(キ) 障がい児・者 身体:13,782人 知的:2,232人 精神:8,745人

(ク) 生活保護状況 4,269世帯 5,426人 保護率17.12%

## (2) 福祉関係計画

---

### ア 第9次秋田市高齢者プラン(計画期間:平成30から32年度まで)

本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業が計画的に図られるようにすることを目的に策定した。

「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」を基本理念とし、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築、生きがいづくりと社会参加の促進、生活支援・介護予防サービスの充実、介護保険サービスの質と量の確保など8つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしている。

### イ 第5次秋田市障がい者プラン(計画期間:平成30から35年度まで)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を目指して策定した。

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を基本理念とし、権利の擁護の推進、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進など5つを掲げ、取り組んでいくこととしている。

### ウ 第2次秋田市子ども・子育て未来プラン(計画期間:平成27から31年度まで)

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むため、支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる

充実に向けて策定したものを。

「支え合うすこやか子育て夢ある秋田～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供、ワーク・ライフ・バランスの推進など6つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしている。

#### エ 第2次健康あきた市21(計画期間:平成25から34年度まで)

市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を送るために必要な機能を維持・向上することにより生活の質の向上を図り、健康で元気に生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)を目的に策定した。

健康を支え、守るための社会環境の整備、ライフステージに応じた健康づくりなど4つの基本の方針を設定し取り組んでいくこととしている。

#### オ 第2次エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画(計画期間:平成29から34年度)

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題の解決を図っていくことを通じて、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりにチャレンジし、高齢者の持つニーズや多様性をより深く理解し、活かすことで、地域社会や経済が将来に向けて発展することを目的に策定した。

地域コミュニティの再構築、担い手不足・人材不足への対応、地域社会の課題解決に向けたビジネスの新たな展開の3つを重点的に取り組むべき課題と捉え、「心豊かで活力ある健康長寿社会」を基本理念とし、生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者の就業や市民参加の機会創出、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりなど8つの基本目標を設定し取り組んでいくこととしている。

### (3) 地域福祉活動計画

---

秋田市社会福祉協議会では、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「秋田市地域福祉活動計画(しあわせづくりプラン2014)」により、地域福祉活動の充実・活性化を図っているが、平成31年度以降の新たな地域福祉活動計画を策定するため、平成30年度に策定委員会を立ち上げることとしている。

### (4) 地域福祉市民意識調査

---

ア 第3次計画の評価指標や、前回調査時との経年変化等を把握し、第4次計画のための資料とするため、18歳以上の市民から無作為抽出した2千人を対象として、郵送による無記名アンケート方式により平成30年1月に実施。回答数は919人、回収率は46.0%であった。

イ 地域福祉の趣旨についての質問の回答は、「地域福祉の趣旨に沿った取組に関わっている」5.3%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない」49.5%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない」1.7%、「地域福祉の趣旨は理解できない」1.4%、「よくわからない」39.3%であった。

## 4 計画に盛り込む内容

---

### (1) 基本的な考え方

---

現状と課題を踏まえて、次の事項を土台に基本理念および基本目標を設定する。

#### ア 目指す社会像の継承

「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」に向けて「地域のしあわせをみんなで築く」を継承すること

本市の福祉部門の基本計画となる地域福祉計画は、市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン(第13次秋田市総合計画)」に即して策定することとなる。「新・県都『あきた』成長プラン」に掲げた基本理念である「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」は、地域福祉計画の理念である「地域のしあわせをみんなで築く」と表裏一体のものとなっている。

#### イ エイジフレンドリーシティの考え方の反映

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりを目指す「第2次秋田市エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画」を反映すること

人口減少・少子高齢化が進行する本市において、第2次秋田市エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画も本市の市政全体に関連するものであり、その基本理念「心豊かで活力ある健康長寿社会」も地域福祉計画に反映させる必要がある。

#### ウ 「公・共・私」の役割分担と絆づくり

「公(公助)・共(共助)・私(自助)」の役割分担による支え合い、助け合い、「家族・地域の絆づくり」の考え方をさらに進めていくこと

第1次計画から引き継がれている「公・共・私」の役割分担は第3次計画においても最も基本とする考え方であり、引き継いでいくべきものとする。

また、「新・県都『あきた』成長プラン」においても、①市民の参加と協働によるまちづくりを実践し、市民力を発掘し、その先進性や実効性をいかしてともに取り組む「市民協働」、②市民一人ひとりの絆づくりを尊重し、自助・共助が促進されるように、家族と地域が支えあう元気な社会の形成に努める「家族・地域の絆づくり」を計画推進にあたっての視点として位置づけており、第4次計画策定に当たってもその視点が必要である。

## (2) 施策体系(取組)

---

- ア 第3次計画では、4つの基本目標の下に13施策を設定した施策体系としており、第4次計画では、1(1)地域福祉計画の背景、(2)見直しの目的で述べた社会福祉法の改正や厚生労働省の通知内容など、現状と課題を踏まえて、今後、取り組んでいくべきことを基本目標として整理し、計画に盛り込む関連施策を体系的に検証し見直すこととする。
- イ 第3次計画では、13施策の一部には、達成状況を示すため指標と目標が設定されている。第4次計画では、計画の進行管理をしやすくし、達成状況を市民に明確に示すために、可能な限り具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標の設定を検討する。

## (3) 重点事業

---

- ア 第2次計画において抽出した生活課題の中から、地域福祉を推進する先導的事業として重点事業を設定し、公・共・私の取組を推進してきた。
- イ 第3次計画における重点事業として、重点事業1「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」、重点事業3「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」を進めており、これらの事業を検証した上で、継続と伸展を目指すもの、重点事業として設定しなくても推進が図れるものなど、見直しや整理を行うこととする。
- (ア) 重点事業1「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」に関連する国の通知  
厚生労働省は、平成22年8月13日付け通知において、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう求めている。
- (イ) 重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」に関連する国の通知  
厚生労働省は、平成19年8月10日付け通知において、要援護者の支援方策について、次の事項を市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めている。
- a 要援護者の把握に関する事項
  - b 要援護者情報の共有に関する事項
  - c 要援護者の支援に関する事項

## 5 策定手順

---

### (1) 策定手順

---

秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(策定機関)を次のとおり開催し、策定作業を進めるものとする。

平成30年度		
5月	全体会(第1回)	第4次計画策定について諮問
6月	地域福祉専門分科会(第1回)	策定作業の実施計画を審議
9月	地域福祉専門分科会(第2回)	課題の抽出、計画(素案)の審議
	地域福祉専門分科会 (1~2回開催予定)	計画(案)の検討
2月	地域福祉専門分科会(第n回)	計画(成案)の承認
	全体会(第2回)	第4次計画策定について答申